

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 5 月 23 日（金）第3010号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱（※）（財政課取扱い） 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び
第5条の3第1項の規定により知事が定める額の一部改正（※）（総務事務センター取扱い） 2
- 有害な映画等の指定（青少年男女共同参画課取扱い） 2
- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 3
- 保安林の指定の解除予定の通知（森づくり推進課取扱い） 3
- 保安林の指定に係る通知の掲示（森づくり推進課取扱い） 4
- 保安林の指定予定に係る通知の掲示（森づくり推進課取扱い） 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（社会福祉課取扱い） 4
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（社会福祉課取扱い） 5
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（社会福祉課取扱い） 5
- 漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 5
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件）（水産振興課取扱い） 6
- 種畜証明書の有効期間の延長（畜産課取扱い） 6
- 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 6
- 県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 6

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（4件）（商工政策課取扱い） 7
- 落札者等の公告（4件）（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い） 8
- （県立大島病院取扱い） 9
- （県立薩南病院取扱い） 9
- （県立北薩病院取扱い） 10

公 安 委 員 会 規 則

- 交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（※）（地域課取扱い） 10

公 安 委 員 会 告 示

- 風俗営業制限地域の指定の一部改正（※）（生活環境課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第595号

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱
鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱（平成2年鹿児島県告示第1811号）の一部を次のように

改正する。

第 1 条中「財団法人地域総合整備財団」を「一般財団法人地域総合整備財団」に改める。

附則第 4 項中「平成26年 3 月 31 日」を「平成31年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年 5 月 23 日から施行する。

鹿児島県告示第596号

平成 4 年 6 月 26 日鹿児島県告示第1274号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項及び第 5 条の 3 第 1 項の規定により知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成26年 5 月 23 日から施行する。

なお、改正後の告示の表20歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項（いずれも最高限度額の部分に限る。）の規定、同表20歳以上25歳未満の項及び55歳以上60歳未満の項の規定並びに同表60歳以上65歳未満の項（最低限度額の部分に限る。）の規定は、平成26年 4 月 1 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,308円	13,040円
20歳以上25歳未満	5,024円	13,040円
25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円
30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円
35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円
40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円
45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円
50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円
55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,001円
70歳以上	3,930円	13,040円

鹿児島県告示第597号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第 8 条第 2 項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8339	平成 26 年 5 月 14 日	映 画	恥ずかしい人妻 濡れまくる昼下がり	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
8340			ノーパンパンスト痴女 群がる痴漢電車	新日本映像		
8341			闇の牝 すすり舐める	オーピー映画		
8342			髪結い未亡人 むさぼる快樂	新東宝映画		
8343			母性愛の女 昼間からしたい	新日本映像		
8344			妻の妹 あぶない挑発	オーピー映画		
8345			熱い吐息 股間のよだれ	新東宝映画		
8346			どすけべ夫婦 交換セックス	新東宝映画		

鹿児島県告示第598号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

日置市日吉町日置字軽石ヶ迫2072番，2093番，2096番，2097番，2099番，2102番，2107番（次の図に示す部分に限る。），2108番，2109番（次の図に示す部分に限る。），2110番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

日置市東市来町伊作田字郷戸平5085番・5091番1・5091番2・5092番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。），5092番2，宇島ノ尻5098番，5099番1，5099番2，5102番1，5102番3，5103番1，5103番3，5104番1（次の図に示す部分に限る。），5104番2，5104番3，5105番1，5105番3から5105番8まで，5107番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第600号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
熊毛郡屋久島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第601号

平成26年 3 月 28 日鹿児島県告示第336号で保安林として指定した森林に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をいちき串木野市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名
久木野テル，久木野カズ子，八牟禮一盛，井ノ上ナツ
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の所在場所
いちき串木野市冠嶽字水流谷13088番 4
 - (2) 指定の目的
水源の涵養

鹿児島県告示第602号

平成26年 3 月 28 日鹿児島県告示第337号で告示した保安林として指定する予定の森林に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日置市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	保 安 林 予 定 森 林 の 所 在 場 所	指 定 の 目 的
坊野ケサノ，坊野繁	日置市吹上町永吉字渡瀬口9083番 1， 9083番 2， 9083番 3	水源の涵養
坊野満，坊野充	日置市吹上町永吉字榎木ヶ原9084番	

鹿児島県告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
白和調剤薬局	薩摩川内市白和町 8 - 9	平成26年 3 月 31 日
たはら病院	薩摩川内市大小路町66番35号	平成26年 3 月 31 日
久保歯科医院	伊佐市大口里684番地 6	平成26年 3 月 31 日
有山内科医院	枕崎市鹿籠麓町33番地	平成26年 3 月 31 日
前菌歯科医院	いちき串木野市東島平町242番地	平成26年 3 月 31 日

始良みやもと眼科	始良市加治木町朝日町111番地	平成26年 3 月 31 日
かもめ薬局	志布志市志布志町安楽463番地 5	平成26年 3 月 31 日
ベル調剤薬局	薩摩川内市田崎町1072- 5	平成26年 3 月 31 日

鹿児島県告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
けんびどう薬局	南さつま市加世田武田18277- 6	平成26年 4 月 1 日
ニック調剤薬局はやと店	霧島市隼人町見次1254- 1	平成26年 3 月 1 日
愛宕山診療所	薩摩川内市入来町副田5950- 32	平成26年 4 月 11 日
とまと薬局蒲生店	始良市蒲生町上久徳2560	平成26年 4 月 1 日
久保歯科医院	伊佐市大口里684番地 6	平成26年 4 月 1 日
泉歯科医院	霧島市隼人町姫城一丁目331番	平成26年 4 月 10 日
医療法人輝陽会有山内科医院	枕崎市鹿籠麓町33番地	平成26年 4 月 1 日
花田薬局	日置市吹上町小野1198- 1	平成26年 4 月 1 日
前齒科医院	いちき串木野市東島平町242番地	平成26年 4 月 1 日
訪問看護ステーションみすづ	薩摩川内市中郷町4805番地 1	平成26年 4 月 1 日
かもめ薬局	志布志市志布志町安楽463番地 5	平成26年 4 月 1 日
始良みやもと眼科	始良市加治木町朝日町111番地	平成26年 4 月 1 日
健美堂薬局中央店	霧島市国分中央一丁目25番地17号	平成26年 4 月 1 日
ハーブ調剤薬局	薩摩川内市田崎町1072- 5	平成26年 4 月 1 日
出水病院（歯科）	出水市麓町29番 1 号	平成26年 4 月 1 日

鹿児島県告示第605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定医療機関の名称及び所在地
公益社団法人いちちょうの樹大隅病院
鹿屋市田崎町1043- 1
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
名称	大隅病院	公益社団法人いちちょうの樹大隅病院	平成26年 4 月 1 日

鹿児島県告示第606号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、錦江加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第607号

指宿市西方7117番地 高吉丸水産有限会社代表取締役高杉忍及び指宿市岩本132番地 栄丸水産有限会社代表取締役高橋一雄からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 指宿市区域（指宿漁業協同組合の地区）
- 2 区分 総トン数10トン以上の漁船により主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第608号

指宿市西方7553番地 有限会社博陽水産代表取締役山崎毅及び指宿市岩本29番地 有限会社高治丸代表取締役高田哲司からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 指宿市区域（指宿漁業協同組合の地区）
- 2 区分 総トン数10トン以上の漁船により主としてまぐろはえ縄漁業を営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により主としてそでいか旗流し漁業を営む漁業

鹿児島県告示第609号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、現在交付している種畜証明書で、平成26年7月31日までに有効期間が満了するものについては、同法第6条第2項の規定に基づき有効期間を6箇月以内に限り延長する旨通報があった。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、末吉町土地改良区の役員 の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
理事 吉田 誠得 曾於市末吉町諏訪方2800番地2
監事 八木 達範 曾於市大隅町月野1167番地2
(任期 平成26年4月2日から平成28年4月15日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
理事 池田 孝 曾於市末吉町二之方205番地
監事 末廣 光秋 曾於市財部町北俣1060番地4

鹿児島県告示第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整

備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備）木之香阿権地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年 5 月 26 日から同年 6 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 5 月 23 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープかごしまかのや店、ザ・100円 P L A Z A 鹿屋店
鹿屋市札元二丁目3788番地 5 外10筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年12月12日
- 3 意見の概要
特になし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 5 月 23 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープかごしま指宿店
指宿市十二町字道ノ下44番地 1 外 7 筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年12月12日
- 3 意見の概要
近隣住民への騒音の影響を十分注意し、生活環境を損なわないようにすること。
環境基本法第8条に定める事業者の責務を認識し、環境の保全の確保に努めること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 5 月 23 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供す

る。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マイコープタウン始良
始良市西餅田3328番地1 外31筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年12月12日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年12月12日
- 3 意見の概要
店舗営業時間の延長に伴い、騒音や交通障害等について、近隣住民より苦情等があった場合は、速やかに対応するものとする。

.....
大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年5月23日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ライフガーデン国分
霧島市国分中央一丁目1836番1 外1筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年12月18日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年12月18日
- 3 意見の概要
特に無し。

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年 5 月 23 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気
年間予想使用電力量 2,885,756キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市札元一丁目8番8号
- 3 落札者を決定した日
平成26年 3 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 47,576,867円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年 2 月 14 日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。
平成26年 5 月 23 日

県立大島病院長 眞田純一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
県立大島病院で使用する電気
年間予想使用電力量 4,250,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年 3 月 27 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 随意契約に係る契約金額
予想使用電力料金 77,644,524円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
平成26年 5 月 23 日

県立薩南病院長 古川重治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立薩南病院で使用する電気
年間予想使用電力量 1,859,939キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立薩南病院経営課
南さつま市加世田高橋1968番地4号
- 3 落札者を決定した日
平成26年 3 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 33,242,283円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年 2 月 14 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年 5 月 23 日

県立北薩病院長 小寺顕一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立北薩病院で使用する電気
年間予想使用電力量 1,601,268キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立北薩病院経営課
伊佐市大口宮人502番地 4
- 3 落札者を決定した日
平成26年 3 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 28,811,874円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年 2 月 14 日

公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第10号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島南警察署の部谷山中央交番の項中「谷山中央一丁目～谷山中央七丁目」を「谷山中央一丁目～八丁目」に改め、「東谷山一丁目～七丁目」の次に「西谷山一丁目、西谷山二丁目」を加える。

別表薩摩川内警察署の部川内中央交番の項中「平佐町」の次に「平佐一丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示**鹿児島県公安委員会告示第56号**

平成11年 3 月 16 日鹿児島県公安委員会告示第10号（風俗営業制限地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年 5 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

表鹿児島南警察署の項中「唐湊四丁目」の次に「西谷山二丁目」を、「谷山中央五丁目」の次に「谷山中央八丁目、西谷山一丁目」を加える。

表薩摩川内警察署の項中「平佐町」の次に「平佐一丁目」を加える。